

徳島県告示第百四十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定する道路の路線名及び区間

道路種別	整理番号	路線名	区 間
一般国道		一九五号	那賀郡那賀町小仁字字大坪七一番一地从先から 阿南市橘町大浦七三番一三地从先まで
一般県道	273	大京原今津 浦和田津	小松島市坂野町字立花二五番一地从先から 同 和島町字松田新田二五番一地从先まで
一般県道	274	坂野羽ノ浦	小松島市坂野町字竹のはな一番一地从先から 同 字立花二五番一地从先まで
一般県道	285	戎山中林富 岡港	阿南市津乃峰町長浜四五一番三地从先から 同 大潟町二七番二地从先まで

二 指定する期日

令和元年六月二十一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二五メートル以上かつ縦寸法〇・一三メートル以上又は横寸法〇・一三メートル以上かつ縦寸法〇・二五メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。